

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省3(Ⅶ-1-2))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	地域におけるニーズに応じた子育て支援等施策の推進を図ること(施策目標Ⅶ-1-2) 基本目標Ⅶ:安心して子どもを産み育てることを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標1:利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること	担当 部局名	子ども家庭局総務課少子化総合 対策室	作成責任者名	子ども家庭局総務課少子化総合対策室長 山口 正行
施策の概要	<p>○ 少子化の状況やその原因となる子育て環境は、都市と地方など「地域」により異なることから、児童福祉法、子ども・子育て支援法等に基づき、全ての子ども・子育て家庭の状況に応じた支援を行うため、各地域の実情に応じて、必要な事業を実施している。</p> <p>○ 具体的には、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定により策定する市町村行動計画に基づき実施される次世代育成支援対策の着実な推進を図るとともに、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき実施される地域子ども・子育て支援事業(支援法第59条)の推進を図っているところである。地域子ども・子育て支援事業の概要は以下のとおり。</p> <p>○ また、少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)において、子育て家庭における様々なニーズに対応し、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安心して子どもを産み育てられる環境を整備することとされている。</p> <p>○ これを踏まえ、子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができるよう、令和3年度から、利用者支援事業を核とした多機能型地域子育て支援の新たな展開に向けた取組みを推進している。 →子育て親子の利便性向上(ワンストップ化)、子育て関連のより幅広い情報収集や個々のニーズに応じた利用の広がり、保健サイドと連携したアウトリーチ支援、孤立の解消、虐待の未然防止、子育て支援の新たな社会資源の創出、連携協働の体制づくり</p> <p>①乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業。</p> <p>②養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。</p> <p>③利用者支援事業 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。</p> <p>④地域子育て支援拠点事業 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。</p> <p>⑤一時預かり事業 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。</p> <p>⑥子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 乳幼児や小学生等の保護者を会員として、預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。</p> <p>⑦放課後児童クラブ 保護者が働いているなどにより昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊びの場及び生活の場において、その健全な育成を図る事業。</p> <p>⑧子育て短期支援事業 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。 1)ショートステイ事業 保護者が疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。 2)トワイライトステイ事業 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。</p> <p>○ また、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、切れ目のない支援を行うため、以下を実施している。 ・職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費、研修受講等)の補助 ・事業所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等の補助</p>				
施策実現のための背景・課題	1	核家族化や地域でのつながりの希薄化などにより、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の子育てに対する不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ることが必要である。			
	2	子どもが減少していく地域が存在する一方で、大都市部では潜在的ニーズにまで応え得る待機児童対策が課題となっている。 このような背景から、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させる必要がある。			
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由		
目標1 (課題1)	乳児家庭全戸訪問事業等の実施により、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援体制を推進する。		乳児家庭全戸訪問事業の実施結果等から養育支援が特に必要な家庭に対して専門的支援を行う取組といった地域における切れ目のない子育て支援体制の構築は、子育てに対する不安を和らげ、子育ての孤立を防ぐために有効であるため。		
目標2 (課題2)	地域の実情に応じて、全ての家庭を対象とした多様な子育て支援を充実させる。		核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化する中で、地域によって必要とする子育て支援も様々である。地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させる必要があるため。		

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
								令和元年度 予算額	令和2年度 予算額			
令和元年度 執行額	令和2年度 執行額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和3年度行政事業レビュー事業番号		
①	乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村数(アウトカム)	1,464市町村	平成21年7月	全市町村	令和6年度	-	-	1,741市町村	1,741市町村	1,741市町村	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(令和2年5月29日閣議決定)では、令和2年度から令和6年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。 (参考)平成27年度(平成27年4月1日現在):1,741市町村のうち1,730市町村(99.4%)、平成28年度(平成28年4月1日現在):1,741市町村のうち1,733市町村(99.5%)	
②	養育支援訪問事業の実施市町村数(アウトカム)	964市町村	平成21年7月	全市町村	令和6年度	-	-	1,741市町村	1,741市町村	1,741市町村	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(令和2年5月29日閣議決定)では、令和2年度から令和6年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。 (参考)平成27年度(平成27年4月1日現在):1,741市町村のうち1,447市町村(83.1%)、平成28年度(平成28年4月1日現在):1,741市町村のうち1,469市町村(84.4%)	
達成手段1		令和元年度 予算額	令和2年度 予算額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和3年度行政事業レビュー事業番号
(参考)												
(1)	子ども・子育て支援交付金(平成27年度)	164,347百万円の内数	164,174百万円の内数	173,738百万円の内数	1、2	子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき実施される地域子ども・子育て支援事業(支援法第59条)に対し、市町村が支弁した費用について、国が予算の範囲内で交付金を交付し、事業の推進を図る。(内閣府所管)						- (内閣府予算)

達成目標2について											
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
								令和元年度 予算額	令和2年度 予算額		
令和元年度 執行額	令和2年度 執行額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和3年度行政事業レビュー事業番号	
③	利用者支援事業(基本型・特定型)の実施箇所数(アウトカム)	323か所	平成26年度	1,973か所	令和6年度末	1045	1351	1,800か所	1,856か所	1,900か所	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づく「少子化社会対策大綱」(令和2年5月29日閣議決定)において、令和2年度から令和6年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。 ※令和3年度以降は、重層的支援体制整備事業にかかる実施箇所数を含む
④	地域子育て支援拠点事業の実施箇所数(アウトカム)	6,538か所	平成26年度	10,206か所	令和6年度末	7343	7655	8,000か所	10,000か所	10,070か所	測定指標3と同様。 なお、令和2年度実績値については、新型コロナウイルス感染症の影響により調査を実施できなかったため、地方単独事業分を除いている。
⑤	一時預かり事業の受け入れ可能児童数(アウトカム)	延べ348万人	平成20年度	延べ924.3万人	令和6年度末	延べ826万人	延べ980万人	延べ1,134万人	延べ895.8万人	延べ907.8万人	・ 少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づく「少子化社会対策大綱」(令和2年5月29日閣議決定)において、令和2年度から令和6年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。 ・ なお、前回の第3次少子化社会対策大綱における数値目標は、利用児童数としていたが、今回の第4次少子化社会対策大綱における数値目標は、需要を増やすのではなく、需要に対応できる供給体制を整備することが重要であるという観点から、『利用児童数』から『受け入れ可能児童数』に見直すこととした(年度ごとの目標値は、令和元年度までは前回の第3次少子化社会対策大綱の数値目標を、令和2年度以降は今回の第4次少子化大綱の目標値をベースに設定)。 ・ また、年度毎の実績値については、利用児童数の数値を計上している。
⑥	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施箇所数(アウトカム)	570か所	平成20年度	1,153か所	令和6年度末	881か所	915か所	950か所	1,115か所	1,127か所	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づく「少子化社会対策大綱」(令和2年5月29日閣議決定)において、令和2年度から令和6年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。

⑦	放課後児童クラブの登録児童数 (アウトカム)	1,234,366人	平成30年度	147万人	令和3年度末	110万人	122万人	-	-	147万人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では、平成27年度から令和元年度までの5年間を目標とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。 ・ なお、「新しい経済政策パッケージ」を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に基づく令和元年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を、平成30年度末までに前倒しすることとした。 ・ また、平成30年9月に策定した「新・放課後子ども総合プラン」では、令和元年度から令和3年度までに約25万人の新たな受け皿を確保し、その後令和5年度までに合わせて約30万人の受け皿を確保する数値目標を掲げているため、同プランの数値目標を目標値として再設定した。(参考)平成27年度実績:1,024,635人、平成28年度実績:1,093,085人 	
						117万人	123万人	130万人	131万人			
⑧	放課後児童クラブの待機児童数 (アウトカム)	17,279人	平成30年度	0人	令和3年度末	-	-	-	-	0人	「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、令和3(2021)年度末までに約25万人分(約122万人分から約147万人分)を整備し、待機児童解消を目指すこととされていることから、令和3年度末に、放課後児童クラブの待機児童数を0人とすることを目標として設定した。 (参考)平成27年度実績:16,941人、平成28年度実績:17,203人	
						17,170人	17,279人	18,261人	15,995人			
⑨	ショートステイ事業の実施施設受け入れ可能児童数 (アウトカム)	延べ7.8万人	平成27年度	延べ18.6万人	令和6年度年度末	-	-	延べ16万人	延べ16万人	延べ17.9万人	測定指標5と同様	
						延べ9.0万人	延べ9.6万人	延べ9.7万人	集計中 (令和4年3月目処公表予定)			
⑩	トワイライトステイ事業の実施施設受け入れ可能児童数 (アウトカム)	延べ5.8万人	平成27年度	延べ9.8万人	令和6年度年度末	-	-	延べ14万人	延べ14万人	延べ8.8万人	測定指標5と同様	
						延べ5.5万人	延べ5.0万人	延べ4.5万人	集計中 (R4年3月目処公表予定)			
達成手段2		令和元年度 予算額	令和2年度 予算額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和3年度行政事業レビュー事業番号	
		執行額	執行額									
(2)	子ども・子育て支援の推進に必要な経費の共通経費 (平成23年度)	9百万円	8百万円	6百万円	-	事業目的達成のため、市町村等の次世代育成支援・子育て支援の取組の推進を図るための事務補佐職員賃金や消耗品、印刷製本費、通信運搬費等を支出するもの。 事業実施により、市町村行動計画に基づく子ども・子育て支援及び次世代育成支援対策の着実な推進を図る。						2021-厚労-20-0715
		9百万円	7百万円									
(3)	保健福祉調査委託費 (平成23年度)	50百万円	50百万円	50百万円	-	事業目的達成のため、各種子育て支援策の実施状況について調査を実施する。 事業実施により、市町村行動計画に基づく子ども・子育て支援及び次世代育成支援対策の着実な推進を図る。						2021-厚労-20-0716
		32百万円	24百万円									
(4)	子ども・子育て支援対策推進事業補助金等(子ども・子育て支援体制整備総合推進事業及び児童福祉施設等の災害時情報共有システムの整備事業、児童福祉実態調査費を除く) (平成27年度)	720百万円	854百万円	1,148百万円	3,4,5,6	事業目的達成のため、従前からの課題や新たな問題点を解決するための調査研究を実施する。						2021-厚労-20-0717
		614百万円	784百万円									
(5)	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業 (平成27年度)	3,586百万円	3,446百万円	3,029百万円	3,4,5,6	事業目的達成のため、各種事業の担い手となる人材の確保や従事者の資質向上を図る研修を実施する。						2021-厚労-20-0718
		2,051百万円	2,074百万円									
(参考)												
(6)	子ども・子育て支援交付金 (平成27年度)	164,347百万円の内数	164,174百万円の内数	173,728百万円の内数	3,4,5,6,7,8,9,10	子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき実施される地域子ども・子育て支援事業(支援法第59条)に対し、市町村が支弁した費用について、国が予算の範囲内で交付金を交付し、事業の推進を図る。(内閣府所管)						-
		132,868百万円の内数	154,379百万円の内数									
(7)	子ども・子育て支援整備交付金 (放課後児童クラブ整備費) (平成27年度)	17,690百万円の内数	19,622百万円の内数	19,888百万円の内数	7,8	放課後児童健全育成事業を実施するための施設の整備に要する経費の補助を行うことにより、施策目標の達成に寄与する。						-
		10,759百万円の内数	10,638百万円の内数									

施策の予算額(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	政策評価実施時期	令和2年度
	4,365,539	4,359,112	4,234,008		
施策の執行額(千円)	2,705,692	2,889,001			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
	①「少子化社会対策大綱」 ②ニッポン一億総活躍プラン ③経済財政運営と改革の基本方針2019		①令和2年5月29日 ②平成28年6月2日 ③令和元年6月21日	①「保護者の就労形態や就業の有無等にかかわらず多様な保育・子育て支援の拡充」 「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」 ②多様な保育サービスの充実 ③第2章2(1)⑦少子化対策、子ども・子育て支援	